

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市骨髓移植等による予防接種の再接種費用補助金
補助事業等の目 標	骨髓移植手術の受療その他の理由により、接種済みの定期予防接種について、疾病の予防効果が期待できないと医師に判断された者が任意で再度当該定期予防接種を受けた場合の費用を補助することにより、接種者の経済的負担を軽減し、並びに感染症の発症及び重症化を予防する。
補助事業等の対 象 者	次に掲げる要件のいずれにも該当する被接種者の保護者 (1) 骨髓移植手術の受療その他の理由により、接種済みの定期予防接種について、疾病の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 (2) 補助対象定期予防接種を接種した日において、市内に住所を有する者であること。 (3) 平成30年4月1日以後に補助対象定期予防接種を接種した者であること。 (4) 接種済みの定期予防接種が予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に規定する接種回数及び接種間隔により行われたものであること。
補助対象経費	次に掲げる要件のいずれにも該当する定期予防接種の接種に要した費用 (1) A類疾病に係るものであること。 (2) 使用するワクチンが予防接種実施規則に規定するものであること。 (3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係る定期予防接種にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまで、その他の定期予防接種にあつては20歳に達するまでの間に接種したものであること。ただし、主治医が接種を必要と判断し、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の額とし、市が一般社団法人長野県医師会と契約した予防接種市町村間相互乗入れ業務委託書に定める委託契約単価を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 定期予防接種の高い接種率を維持して感染症のまん延を予防するためには、補助を行うことが必要不可欠であるため。
補助事業等の評 価	補助事業者からの補助金交付申請書により、補助事業の内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成31年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 定期予防接種の高い接種率を維持して感染症のまん延を予防するためには、継続して補助を行うことが必要不可欠であるため。
情 報 の 公 表 の 方 法 等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページに公表する。

<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<p>この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 定期予防接種 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する定期の予防接種をいう。</p> <p>(2) A類疾病 法第2条第2項に規定するA類疾病をいう。</p> <p>(3) 接種済みの定期予防接種 骨髄移植手術の受療その他の理由が生じる以前に接種した定期予防接種をいう。</p> <p>(4) 補助対象定期予防接種 この取扱基準による補助金の交付の対象となる定期予防接種をいう。</p>
<p style="text-align: center;">提 出 書 類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、補助対象定期予防接種を接種した日から起算して1年以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市骨髄移植等による予防接種の再接種費用補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 医療機関が発行した補助対象定期予防接種に係る領収書の原本</p> <p>(3) 母子健康手帳の定期予防接種の接種記録が記載されたページ又は定期予防接種に係る接種記録が確認できるものの写し</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康予防係</p>

平成31年 3月15日 制定（平成31年 4月 1日 施行）

令和元年 6月27日 一部改正（令和元年 6月27日 施行）

令和 2年 8月 6日 一部改正（令和 2年10月 1日 施行）